

## 役員報酬規程の変更について

## 1. 非常勤役員手当について（規程第6条関係）

日額6,700円 → 日額30,000円

## 2. 施行期日について

平成24年4月1日付施行

## 【参考】

1. 役員報酬規程の変更については、地方独立行政法人第56条1項において準用する第48条及び第49条の規定が適用される。

(1) その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(2) 設立団体の長は、届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

(3) 評価委員会は、通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に意見を申し出ることができる。

## 2. 他の地方独立行政法人例

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当は、月額50,000円とする。

2 前項に定める額のうち、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、つぎのとおりとする。

(1) 理事 日額 30,000円(2) 監事 年額 900,000円

地方独立行政法人静岡県立病院機構

(基本報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額 942,000円

(2) 副理事長 月額 615,000円

(3) 理事 月額 491,000円

2 非常勤の役員の基本報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 理事 日額 35,400円(2) 監事 日額 35,400円

3 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、別に基本報酬の額を定めることができる。

地方独立行政法人京都市立病院機構

(非常勤の役員の基本報酬)

第7条 非常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

(1) 理事 日額30,000円(2) 監事 月額50,000円

地方独立行政法人神戸市民病院機構

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当は、日額30,000円とする。

2 前項に定める額は、法令に基づき控除すべき金額を控除した後の金額とする。

3 第1項に定める額のほか、非常勤の役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

地方独立行政法人福岡市立病院機構

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当は、日額30,000円とする。

地方独立行政法人さんむ医療センター

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当の額は、日額13,000円とする。

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

地方独立行政法人りんくう総合医療センター

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、月額50,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

地方独立行政法人加古川市民病院

(非常勤役員の報酬)

第9条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、当該役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

地方独立行政法人大牟田市立病院

(報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額730,000円

(2) 副理事長 月額639,000円

(3) 理事 月額579,000円

2 非常勤の役員の非常勤役員手当の額は、月額50,000円とする。

地方独立行政法人加古川市民病院

(非常勤役員の報酬)

第9条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、当該役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

地方独立行政法人那覇市立病院

(理事及び監事の手当等)

第7条 理事及び監事の非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。

(1) 理事 月額2万円

(2) 監事 月額5万円

2 監事には前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額として勤務した日1日につき2,000円を支給する。